平成２５年度

県の予算編成に対する要望書

川　　崎　　市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

地方分権の時代にふさわしい、自らの責任と判断による魅力ある地域づくりを推進するためには、国から地方へのさらなる権限と税源の移譲を進めるとともに、地方自ら簡素にして効率的な行財政システムを確立する必要があります。

本市におきましても、平成２３年３月に策定した新総合計画の今後３年間での具体的な取組を定める「第３期実行計画」と「新たな行財政改革プラン」により、川崎再生から新たな飛躍へ向け全庁をあげて取り組んでいるところです。

昨年発生した東日本大震災は、日本経済への影響はもとより、日本社会全体に大きな影響を及ぼし、また、少子高齢化の進展への対応も急がれるなど、国全体が極めて厳しい状況に直面しております。

こうした中、市民の生命財産を守る地震防災対策、拠点地区等の整備など県民の生活向上に寄与する事業などを実施するに当たっては、県と綿密な連携を図りながら進めなければならない課題が多くあります。

一方、神奈川県緊急財政対策本部で検討が進められている県有施設や県単独補助金の見直しなどの「神奈川県緊急財政対策」につきましては、単なる市町村への負担の転嫁とすることのないよう、県内市町村と十分に協議するとともに、県民への説明責任をしっかりと果たしたうえで、実施するよう要望いたします。

いずれにいたしましても、広く県民のためとなる事業の実施に支障を生じさせないためには、県の御理解と御協力が是非とも必要でございますので、この要望の趣旨を御理解の上、平成２５年度の県予算編成にあたりまして、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

平成２４年１０月

川崎市長　阿　部　孝　夫

要　望　事　項

重　点　要　望 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1　神奈川県石油コンビナート等防災アセスメントの再調査の実施
　　及び神奈川県石油コンビナート等防災計画の見直しについて・・・・・ 2
2　拠点地区等の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3　国際戦略総合特区及び臨海部基盤整備の推進について・・・・・・・・・・・ 6
4　ナノ・マイクロ理工学分野における
　　産学官共同研究による産業イノベーションの創出について・・・・・・10
5　特別支援学校の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
6　県単独補助事業における補助基準の格差是正及び
　　県緊急財政対策に基づく県単独補助金の見直し等について・・・・・・14

Ⅰ　県費補助に関する要望

1　五反田川放水路整備事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
2　緑地保全施策の推進に対する支援について・・・・・・・・・・・・・・・・20
3　民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業に対する財政措置について・・・・・・22
4　安全・安心に暮らせる住宅・建築物の整備について・・・・・・・・・・・24
5　消防施設及び設備の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

Ⅱ　県の施策に関する要望

1　着実な看護師確保対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
2　再生可能エネルギー等の導入促進について・・・・・・・・・・・・・・・・32
3　新たな総合都市交通計画に基づく
　　広域公共交通ネットワークの形成について・・・・・・・・・・・・・・34
4　川崎市内における県施設等の活用等について・・・・・・・・・・・・・・・36

平成２５年度 県の予算編成に対する重点要望

本市では、「第３期実行計画」において、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出と、市内各地域の自立と連携をバランスよく進め、「広域調和・地域連携型」の都市構造の構築を目指しています。

その中で、小杉駅周辺地区については、民間活力の活用や投資の集中などにより、個性と魅力にあふれた拠点形成を進めています。また、臨海部については、我が国経済を牽引するライフサイエンス・環境分野の国際戦略総合特区の形成、総合的な交通ネットワークの形成を進めています。加えて新川崎・創造のもり地区では、環境、ライフサイエンスなどの多くの産業分野で活用が期待されているナノテクノロジー分野に特化した産学官共同研究による産業イノベーションの創出を図っています。

これらの事業の効果として、県税の増収が期待できるほか、県内への経済波及効果も大きなものがあると考えられます。県にとって効果の大きい事業を重点的に推進するという観点から、予算措置にあたっては、各年度の補助枠や地域割等にとらわれることなく、事業の進展に合わせた柔軟な対応をしてくださいますようお願いします。

また、本市では、「人を育て心を育むまちづくり」の一環として特別支援教育の推進も図っております。特別支援学校の設置といった、県における対応が求められる事業も進めてまいりますので、県においても財政措置など必要な対応をしてくださいますようお願いします。

加えて、県単独補助事業の中に、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率等において格差が設けられているものがありますが、本市の市民が他の市町村民と同様の県税負担をしていることを考慮しますと、これは大変憂慮されることですので、制度の早急な見直しをお願いします。

なお、東日本大震災を受けて、本市では、最新の研究成果等を踏まえた新たな被害想定に基づく防災基本計画等の見直し、石油コンビナート等民間企業の減災対策などを国に対して要請しています。県におかれましても、石油コンビナート等防災アセスメントの再調査や、調査結果に基づく県石油コンビナート等防災計画の見直しについて必要な対応をしてくださいますようお願いします。

神奈川県石油コンビナート等防災アセスメントの再調査の実施及び神奈川県石油コンビナート等防災計画の見直しについて

■　要望事項

神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査（平成１８年３月）では、津波による被害想定が行われておらず、県の津波対策推進会議等において、津波の再検証や見直しが行われていることから、最新の知見や施設の経年変化などを踏まえ、液状化、長周期地震動（スロッシング）等を含めた全般的な再調査を早急に実施するとともに、この調査結果に基づき、県石油コンビナート等防災計画の見直しを要望する。

■　要望の背景

○　本市では、元禄関東地震では１．５ｍ、大正関東地震では１ｍの津波を計測したとされており、東日本大震災では１．６ｍの異常高潮位を観測しています。

○　国の中央防災会議では、南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合の津波高、想定浸水区域、被害想定を発表しており、本市の最大津波高は、約３ｍになると示されています。

○　本市が実施した地盤沈下測定の結果、前年度と対比可能な有効水準点（２８５点）の全てで、東日本大震災の影響と思われる地盤沈下（最大１１．２８ｃｍ）が確認されています。

○　このようなことから、本市では臨海部で想定される火災・爆発などのコンビナート災害、液状化、長周期地震動等による災害の未然防止と拡大防止などを目的とした計画の策定を進めています。

■　効果等

○　最新の知見等に基づくアセスメントの再調査を実施し、神奈川県石油コンビナート等防災計画の見直しを行うことで、石油コンビナート地域の防災体制の強化が図られるとともに、今年度に策定予定の（仮称）川崎市臨海部防災対策計画の充実など、臨海部の防災対策に役立てることができます。

神奈川県石油コンビナート等防災アセスメントの再調査の実施及び神奈川県石油コンビナート等防災計画の見直しについて

≪平成１８年３月　アセスメント調査の内容≫

平成１３年に消防庁から出された「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に準拠し、県では次の項目について調査を実施した。

(1) 対象とする災害

① 平常時（通常操業時）の事故
- 災害の発生・拡大シナリオの想定
- 災害の発生頻度の推定
- 災害の影響度の推定
- 災害の発生頻度と影響度に基づいた総合的な評価による災害想定

② 地震による被害
- 短周期地震動による被害
- 長周期地震動による被害

(2) 対象施設

① 危険物タンク（容量1,000kl以上）
② ガスタンク
③ 毒性液体タンク
④ プラント（石油精製・化学プラント、発電施設等）

東日本大震災を受けた県の動き

●平成24年4月に県の石油コンビナート等防災計画に津波対策が追加された。

●前回のアセスメント調査から6年が経過し、最新の研究成果や知見などに基づき、長周期地震動による被害や液状化危険度についても、見直しを図る必要がある。

≪国の動き≫

中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、南海トラフ巨大地震を対象として具体的な対策を進め、特に津波対策を中心として実行できる対策を速やかに強化していくことが重要との認識の下、以下の当面取り組むべき対策等が本年7月にとりまとめられた。

・津波に強い地域構造の構築（ハード対策）
・安全で確実な避難の確保（ソフト対策）
・地域の特性に応じた総合的な津波対策の推進など

連携

【本市の課題と対応】

① 東京湾内においても大規模な地震により津波被害が発生することが明らかとなり、津波対策の推進が必要
② 臨海部における液状化情報の共有化や液状化対策の推進が必要
③ 県の石油コンビナート等防災計画に基づく具体的な予防や応急対策が必要

（仮称）川崎市臨海部防災対策計画の充実

臨海部の防災体制の強化を図るため、アセスメントの再調査の実施、及び調査結果を反映させた石油コンビナート等防災計画の見直しが必要

この要望文の担当課／総務局危機管理室　TEL 044-200-2478

拠点地区等の整備について

■　要望事項

小杉駅周辺地区市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、事業の進捗に応じた財政措置を要望する。

■　要望の背景

○　本市では、「広域調和・地域連携型」都市構造の構築をめざし、市外の隣接都市拠点と適切な機能分担を行いながら、地理的条件や交通機能などを踏まえ、民間活力を活かした個性と魅力にあふれた広域拠点の形成や、市内の主要ターミナル駅などを中心に商業・業務機能の育成を図り、活力とうるおいのある地域生活拠点の形成をめざしています。

○　これらのまちづくりを推進するためには、土地利用の共同化や高度化を図って地域に必要な都市基盤の整備や都市機能の集積や魅力あるまちづくりを進めることが重要であり、そのためには、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を活用し事業を推進していく必要があります。

■　要望額

（単位：千円）

事業名及び地区名	平成25年度計画事業費	県負担額	着工年度	完了年度
合計	1,675,298	837,649	－	－
小杉駅周辺開発事業関連	1,571,998	785,999	－	－
武蔵小杉駅南口地区東街区	550,000	275,000	H21	H26
小杉町３丁目中央地区	934,998	467,499	H20	H26
小杉町３丁目東地区（新規）	87,000	43,500	H25	H30
優良建築物等整備事業関連	103,300	51,650	－	－
戸手４丁目北地区	19,000	9,500	H25	H27
大島４丁目４番地地区	41,800	20,900	H25	H26
京急川崎駅東街区	42,500	21,250	H25	H27

■　効果等

○　駅前広場や道路、公開空地が整備されるなど県民の利便性向上が図られるとともに、環境に配慮した既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成が図られます。

武蔵小杉駅周辺の市街地再開発事業

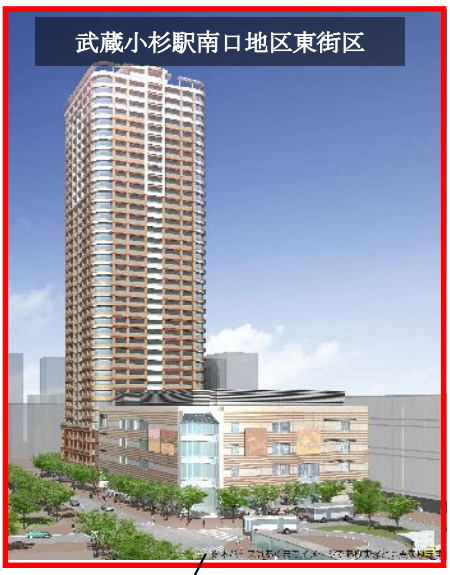

◇環境配慮施設の導入

＜太陽光発電＞

＜地中熱利用＞

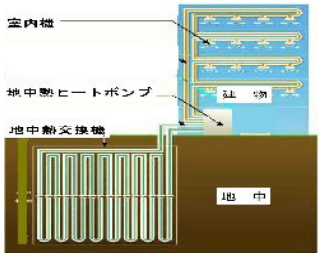

優良建築物等整備事業

【戸手４丁目北地区】【京急川崎駅東街区】【大島４丁目４番地地区】

■　今後の費用の見込み

（単位：千円）

事業名称	H26 計画		H27 計画	
	計画事業費	県負担額	計画事業費	県負担額
合計	897,300	448,650	1,755,400	877,700
小杉駅周辺開発事業関連	779,600	389,800	1,604,800	802,400
武蔵小杉駅南口地区東街区	－	－	－	－
小杉町３丁目中央地区	654,000	327,000	－	－
小杉町３丁目東地区	125,600	62,800	1,604,800	802,400
優良建築物等整備事業関連	117,700	58,850	150,600	75,300
戸手４丁目北地区	97,800	48,900	121,500	60,750
大島４丁目４番地地区	14,900	7,450	－	－
京急川崎駅東街区	5,000	2,500	29,100	14,550

この要望文の担当課／まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課　TEL 044-200-3009
まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進室　TEL 044-200-2741

国際戦略総合特区及び臨海部基盤整備の推進について

■　要望事項

１　県、横浜市、川崎市は、昨年１２月に「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」の指定を受けたことから、総合特区制度を活用した国際戦略拠点形成の取組が円滑に進むよう、県においても、進出企業・研究機関等に対する税制・財政的な支援や、研究開発を支える機能の整備など、積極的な支援・協力を要望する。

２　羽田連絡道路など臨海部における総合的な交通ネットワークの形成に向け、国や東京都と連携した基盤整備の促進に向けた取組などに関して、積極的な協力を要望する。

■　要望の背景

１　国際戦略拠点形成

○　羽田空港の対岸に位置する川崎臨海部では、総合特区制度などを活用し、ライフサイエンス及び環境分野の高度な技術を有する企業、研究機関等の更なる集積を促進することなどにより、先端的な研究開発拠点の形成を図り、我が国経済を牽引する国際戦略拠点としての確立に取り組んでいます。

○　国際戦略拠点の中核を担う殿町地区では、既に「実中研　再生医療・新薬開発センター」が運営を開始しており、本年１２月には「環境総合研究所」「健康安全研究所」等が入居する「（仮称）産学公民連携研究センター」が竣工し、運営を開始します。

○　本年３月には国立医薬品食品衛生研究所の移転が決まり、段階的な土地取得に向けた手続きが進んでいます。

○　これらの中核となる施設に加え、国際的な研究開発拠点にふさわしい企業・研究機関等の更なる進出を促す税制・財政的な支援や、こうした拠点において研究開発を推進する産業支援機能の整備が必要です。

○　また、羽田空港の再拡張・国際化に伴い、羽田連絡道路の整備とともに、新たな交流拠点や魅力ある集客拠点の形成を図ることが求められています。

２　総合的な交通ネットワーク

○　本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発拠点の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。

○　さらに、国際戦略総合特区の指定を受けた殿町地区では、ライフサイエンス分野の研究開発拠点の形成を目指すとともに、国際化した羽田空港を核とした多摩川両岸の一体的なまちづくりを展開し、京浜臨海部全体の発展に繋げていきたいと考えています。

○　交通基盤は、こうした経済活動、まちづくりを支える重要な都市施設でありますが、内陸部への交通集中による恒常的な渋滞や沿道環境の悪化が課題となっており、臨海部各地区へのアクセス改善など安全かつ円滑な交通機能の確保が求められています。

○　羽田連絡道路をはじめとする臨海部の交通ネットワーク基盤の整備に向けた取組について、関係機関と協議・検討を進めていく必要があります。

川崎臨海部地域整備概要図

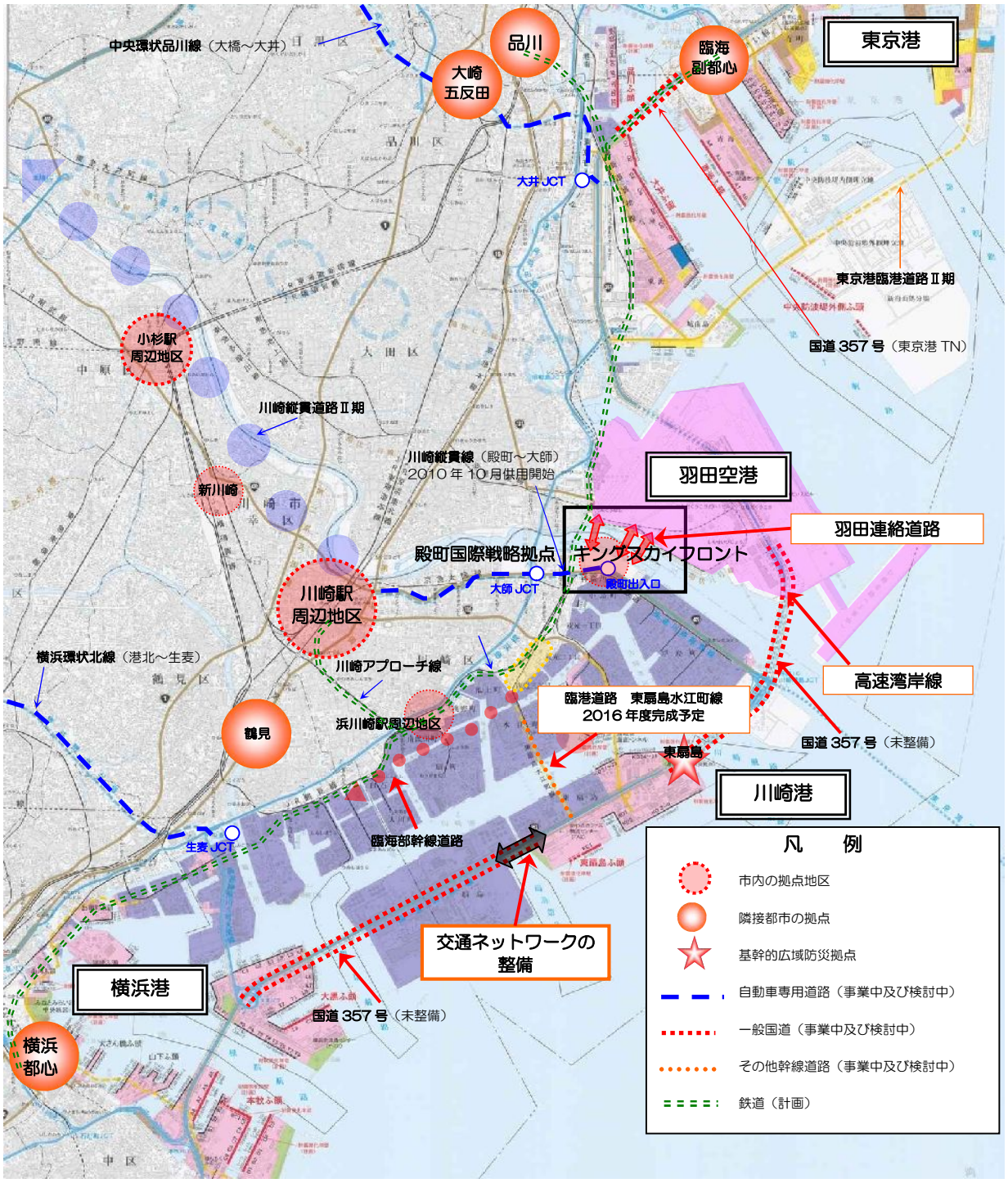

殿町３丁目地区拡大図

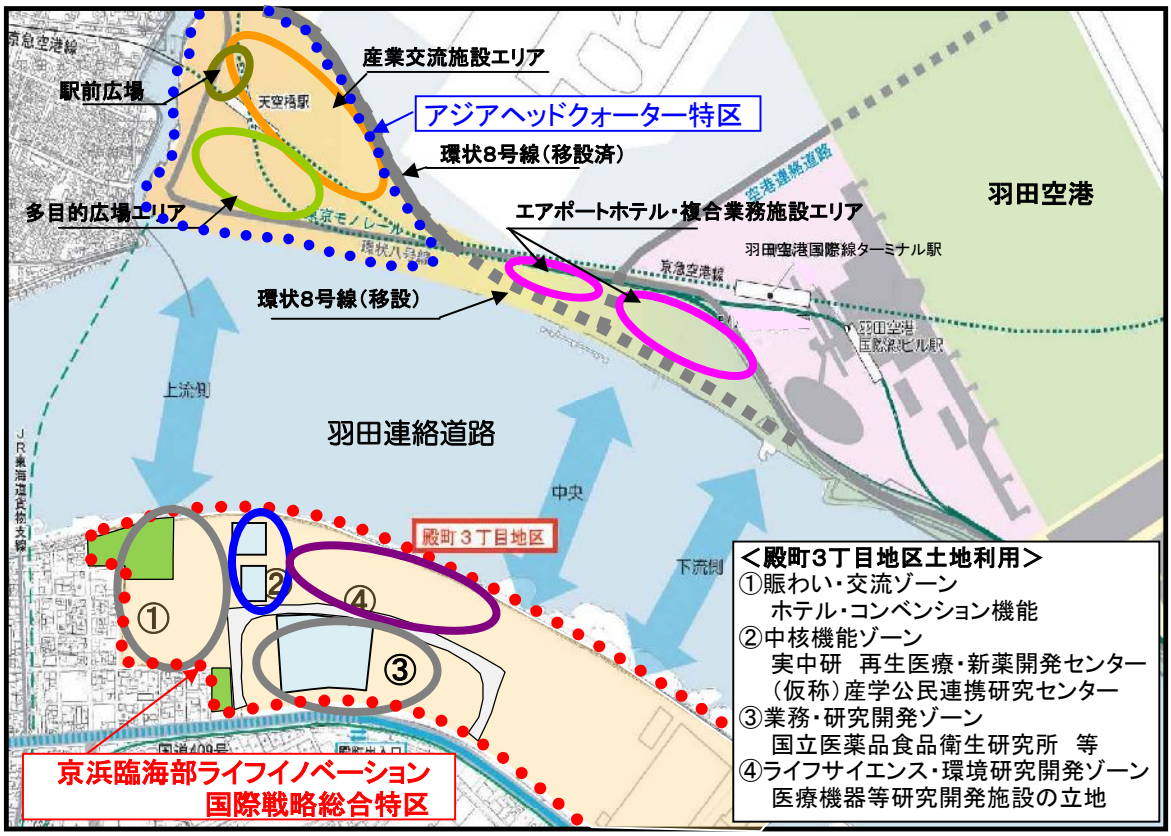

○実中研　再生医療・新薬開発センター
（Ｈ２３．７開所）
・特区プロジェクトと連携した、再生医療の実現や革新的新薬の研究開発等の取組により人々の健康に貢献する。

○（仮称）産学公民連携研究センター
（Ｈ２４．１２完成予定）
・施設概要
［４Ｆ］レンタルラボ
研究開発施設、企業・大学等向け
入居施設
［３Ｆ］環境総合研究所
［２Ｆ］健康安全研究所
［１Ｆ］共用施設
国際ビジネス交流支援施設等

この要望文の担当／総合企画局臨海部国際戦略室　TEL 044-200-2738

ナノ・マイクロ理工学分野における産学官共同研究による産業イノベーションの創出について

■　要望事項

「新川崎・創造のもり」地区でのナノ・マイクロ分野の最先端の研究開発の成果を、京浜臨海部国際戦略総合特区との連携により、ライフサイエンス・環境分野等での産業化に結びつけ、神奈川県経済を牽引する産業イノベーションを創出するため、神奈川科学技術アカデミー（ＫＡＳＴ）や神奈川県産業技術センターをはじめとする県内支援機関の積極的な連携・協力を要望する。

■　要望の背景

○　「新川崎・創造のもり」地区においては、慶應義塾大学、早稲田大学、東京工業大学、東京大学からなる「４大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアム」が活動拠点を設け、川崎市との連携のもと、先端研究設備等を活用したナノ・マイクロ理工学分野の先端研究開発を実施しています。

○　また、平成２４年度にはクリーンルームを完備した産学官共同研究施設「ＮＡＮＯＢＩＣ」が竣工し、先端計測機器等の共同利用も開始されることから、ナノ・マイクロ理工学分野の企業、研究者がこれまで以上に集積し、新技術の開発が進むことが期待されます。

○　こうしたナノ・マイクロ分野の研究成果は、ライフサイエンス、環境等の成長産業分野の基盤技術であることから、ライフサイエンス分野の研究機関・企業等の集積が進む京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区との連携により、日本の経済成長のエンジンとなる産業の創出へと発展させていくことを目指しています。

○　このようなことから、ナノ・マイクロ理工学分野での大学、企業、研究機関、公的機関の連携を促進し、地域経済の活性化、さらには我が国経済を牽引するイノベーションの創出を図るため、県内支援機関の積極的な連携・協力が必要です。

新川崎・創造のもりでのナノ・マイクロ理工学分野の研究開発

「産業・研究開発」の先端都市　かわさき

川崎市は、日本有数の製造業集積都市であり、ものづくりの伝統を土台とした　200を超える研究開発機関が集積する先端技術開発拠点都市

世界的企業の立地

3つのサイエンスパーク

研究開発機能の集積

新川崎・創造のもり産学官共同研究施設　ＮＡＮＯＢＩＣ
（Global Nano Micro Technology Business Incubation Center）

・ 750㎡の大型クリーンルームを完備
・ ４大学コンソーシアムの最先端研究機器を企業等に開放
・ 東京大学と世界的ＩＴ企業との共同研究プロジェクトや、４大学コンソーシアム、ナノテクベンチャー企業が入居予定

ナノ・マイクロ理工学分野の研究成果による産業化のイメージ

ライフサイエンス分野

◆癌を早期発見する内視鏡

◆血液一滴から病気を診断

環境分野

◆高効率燃料電池

センサ分野

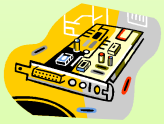

◆環境センサー
◆車載センサー

【イノベーションの促進のための接点の創出】

大学・研究機関

基礎的・科学的技術シーズ

橋渡し

両者の接点となるオープンイノベーションの拠点

産業イノベーションの効果的な創出を実現するため、大学と企業の技術の橋渡しやコーディネートが重要

橋渡し

企業

技術・製品開発のニーズ

ＫＡＳＴ・産技センター等県内支援機関の連携・協力

ナノ・マイクロ技術を活用することにより、地域産業界のものづくり力の基盤技術を継続的に高度化するとともに、幅広い産業分野での産業イノベーションの創出を実現

この要望文の担当課／経済労働局産業振興部創造のもり担当　TEL 044-200-3712

特別支援学校の整備について

■　要望事項

１　特別支援学校過大規模化が進行する川崎市域において、特別支援学校の設置義務者である県において、新たな特別支援学校の設置を要望する。

２　市立田島養護学校の再編整備において、必要な財政措置を要望する。

３　市立田島養護学校の再編整備において、管理職、養護教諭及び栄養職員の複数配置を要望する。

■　要望の背景

○　近年、特別な支援を必要とする児童生徒の増加により、川崎市域の特別支援学校は過大規模化が進行し特別教室等を教室として転用し対応を図ってきましたが、限界に達しており、今後の児童生徒増加に対しては、新たな特別支援学校の設置が必要となっております。

○　特別支援学校の設置義務は、県にあります。（学校教育法第８０条）

○　県の「新たな養護学校再編整備検討協議会（報告）」では、より緊急性の高い川崎南部地域において、新たな養護学校を設置することが必要であると提言されており、本来、県が対応すべきですが、市立田島養護学校での児童生徒の増加や、障害の重度・重複化、多様化への対応が喫緊の課題であることから、本市独自に、市立田島養護学校の校地・校舎の拡張を図り、知肢併置特別支援学校として、平成２６年度の供用開始を目指し再編整備を進めています。

○　再編整備においては、高等部を本校、小中学部を分校とする方向で検討しており、２校の場所も離れ、肢体不自由教育部門を新たに設置することから、管理職の４名配置（本校：校長・教頭　分校：副校長・教頭）と養護教諭の４名配置（本校２名分校２名）栄養職員２名配置（本校・分校各１名）が学校運営上求められます。

＜特別支援学校の配置図（平成 24 年 5 月 1 日現在）＞

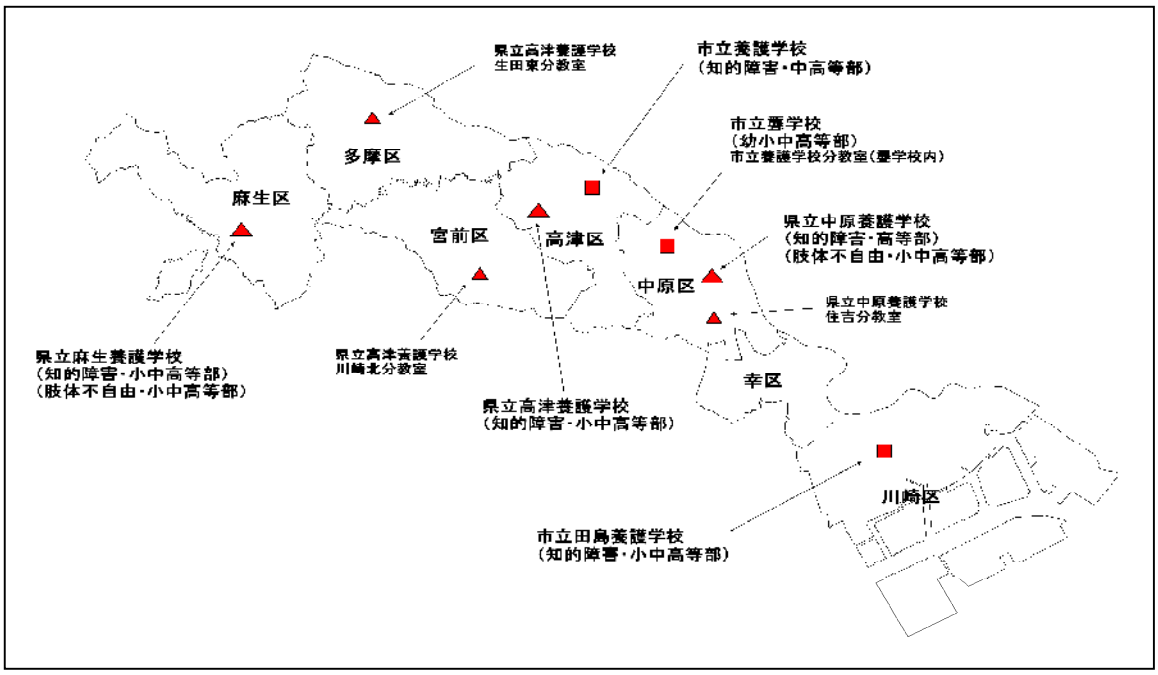

＜過大規模校の現状＞

川崎市内特別支援学校の児童生徒数

	H11.5.1	H24.5.1
市立田島養護学校	69 名	152 名
県立中原養護学校	100 名	181 名
市立養護学校	188 名	232 名
県立高津養護学校	152 名	231 名
県立麻生養護学校	176 名＊	345 名

＊県立麻生養護学校は H18 年度開校時の児童生徒数

＜田島養護学校児童生徒数の推移と推移予想＞

川崎市立田島養護学校の児童生徒数の推移予想

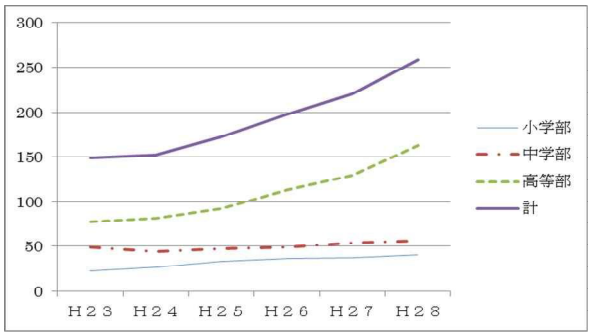

＊H24 年 9 月より仮設校舎により教室数増

＜田島養護学校再編整備後の配置図＞

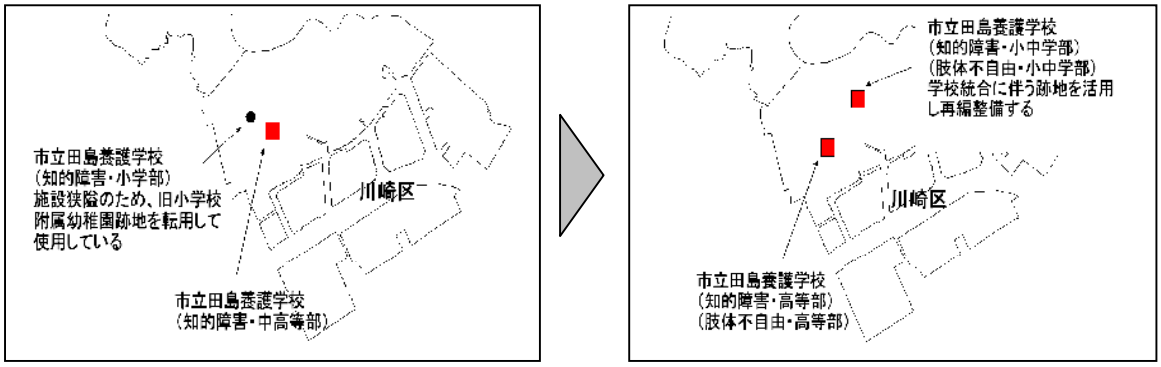

この要望文の担当課／教育委員会　教育環境整備推進室　TEL044-200-3057
学校教育部　指導課　TEL044-200-2549

県単独補助事業における補助基準の格差是正及び県緊急財政対策に基づく県単独補助金の見直し等について

■　要望事項

１　補助率等の取り扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性及び事業開始の経緯を勘案のうえ、補助率を復元するなど、早急に格差是正に取り組むよう要望する。

２　県緊急財政対策に基づく県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うことを要望する。

３　市町村自治基盤強化総合補助金については、政令指定都市と一般市との間の補助対象の格差について、早急に是正するよう要望する。

■　要望の背景

○　県単独補助事業の中に、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取り扱いについて、格差が設けられているものがあることは、大変憂慮すべきことです。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮すると、市民の理解を得るのは容易なことではありません。

○　政令指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財源措置はなされていません。

○　現在、県では神奈川県緊急財政対策本部において、県の厳しい財政状況への対応として、県単独補助金の見直しを検討されていますが、仮に見直しを検討している全ての県単独補助金が一時凍結又は廃止された場合、本市では約１５．８億円の歳入減となります。これにより、本市の財政は圧迫され、事業の執行に多大な影響を受けるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。一方、重度障害者医療費給付事業補助金については、県において、今年度から補助対象を精神障害者へ拡充する制度改正を行ったところであり、本市においても拡充を検討しているところですが、仮に一時凍結又は廃止された場合、県内市町村へ多大な混乱を招くこととなります。

○　市町村自治基盤強化総合補助金については、県内市町村の意見を反映し一定の見直しが図られたものの、補助対象について、政令指定都市と一般市との間に依然、格差が存在する状況です。

【県単独補助事業における補助率の格差】

名　　称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金	【補助率】 政令指定都市　１／３ 一　般　市　　１／２	【補助率】 政令指定都市　１／２ 一　般　市　　１／２
小児医療費助成事業補助金	【補助率】 政令指定都市　１／４ 一　般　市　　１／３	【補助率】 政令指定都市　１／２ 一　般　市　　１／２
重度障害者医療費給付補助事業補助金	【補助率】 政令指定都市　１／３ 一　般　市　　１／２	【補助率】 政令指定都市　１００％ 一　般　市　　１００％
外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金	【補助率】 政令指定都市　対象外 一　般　市　　１／２	【補助率】 政令指定都市　対象外 一　般　市　　１／２

【見直しにより影響を受ける本市県単独補助金 15.8 億円の内訳】

※平成 24 年度予算で 1,000 万円以上の補助金について表中に名称を記載。単位は億円。

補助金名称	H24 予算	補助金名称	H24 予算
重度障害者医療費給付補助事業補助金	6.3	神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金	0.5
小児医療費助成事業補助金	6.2	市町村消防防災力強化支援事業費補助金	0.3
ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金	1.5	民営鉄道垂直移動施設整備事業補助金	0.1
神奈川県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金	0.8	その他６補助金（※）	0.1

（※）神奈川県小児救急医療対策費補助金、国県指定文化財保存修理等補助金（市町村）、救急医療機関外国籍県民対策費補助金（民間分・市町村分）、市町村青少年行政推進費補助金、鳥獣保護管理対策事業費補助金、市町村金融広報活動推奨事業交付金

【市町村自治基盤強化総合補助金における補助対象の格差】

要領上、全補助対象事業のうち、以下の事業は政令指定都市補助対象外
①市町村幹線道路整備事業　②準用河川治水対策事業　③バリアフリー対策事業

この要望文の担当課／財政局財政部資金課　TEL 044-200-2183

Ⅰ　県費補助に関する要望

五反田川放水路整備事業について

■　要望事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を要望する。

■　要望の背景

○　川崎市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量５０㎜に対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところであります。

○　近年都市化の進展に伴い、地球温暖化による局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、都市型水害が深刻となっております。特に洪水時、下流まで約２０分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇により、度重なる水害を繰り返してきました。

○　五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっており、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路を計画し、事業に着手いたしました。

■　要望額

○　総事業費　約２１９億円（県費　約６６．７億円）

○　平成２５年度事業費　約３１億円（県費　約１０億円）

■　効果等

○　五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量９０㎜対応となります。

○　面積約３４１ｈａ、７，０８９戸の浸水被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要

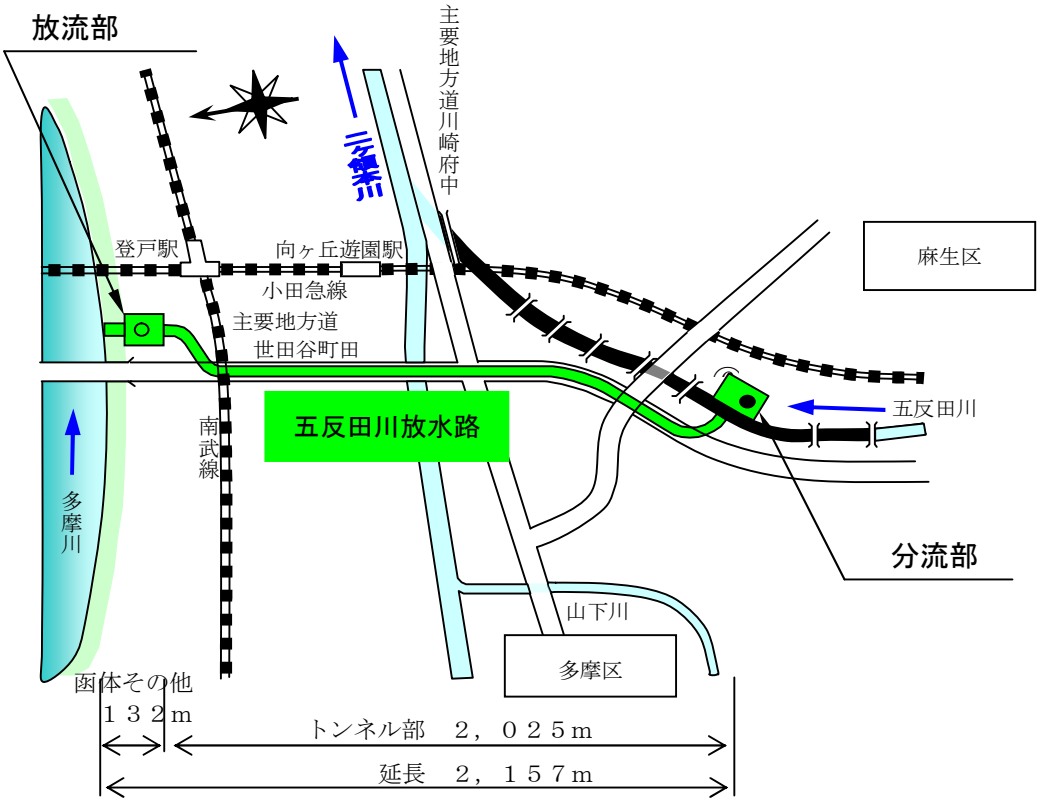

○計　画　区　間　　川崎市多摩区生田８丁目～川崎市多摩区登戸新町

○計　画　期　間　　平成４年度～平成３０年度

○総　事　業　費　　約２１９億円

○事業の概要　　延　長２，１５７ｍ

（うち地下トンネル２，０２５ｍ、函体１５ｍ、樋門３７ｍ、堤外水路８０ｍ）

計画高水流量　１５０㎥／ｓ

○平成２５年度事業内容　　工事　トンネル部築造工事

委託　分流部及び放流部施設実施設計委託等

○今後の費用の見込み

（単位:億円）

事業名称		H23まで	H24予算	H25計画	H26計画	H27計画	H28計画	H29計画	H30計画	合計
五反田川放水路整備事業	事業費	約100.3	約 29.7	約 31.3	約14.1	約 15.0	約 13.6	約 14.7	約 0.2	約218.9
	うち国費	約 30.3	約 9.3	約10.0	約 3.1	約 4.7	約 4.5	約 4.8	0	約 66.7
	うち県費	約 30.3	約 9.3	約10.0	約 3.1	約 4.7	約 4.5	約 4.8	0	約 66.7
	うち市費	約 39.7	約 11.1	約11.3	約 7.9	約 5.6	約 4.6	約 5.1	約 0.2	約 85.5

この要望文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課　TEL　044－200－2905

緑地保全施策の推進に対する支援について

■　要望事項

緑地保全事業について必要な財政措置を要望する。

■　要望の背景

○　本市では、平成２０年３月に緑の基本計画を改定し、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて新たな緑地保全目標（平成２９年度までに２７２ha の保全）を掲げています。しかしながら、市域の約８８％が市街化区域であり、依然として、土地需要が旺盛であることや、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっています。

○　県では、「神奈川力構想・基本構想」において、「環境に配慮した持続可能な社会」の政策課題とその施策展開として、都市と里山のみどりの保全と活用を掲げ、地域制緑地の指定、都市公園などの整備を進めるとなっています。

○　国による都市再生プロジェクト（第３次決定）でまとめられた「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」では、保全すべき自然環境ゾーンが位置付けられ、本市では、「多摩丘陵ゾーン」と、「多摩川右岸崖線ゾーン」について、その保全、活用、育成に向けた様々な施策を講じることが望まれています。

○　本市が行う緑の保全は、多摩・三浦丘陵の緑と水景に関わる広域連携や魅力の発信の観点から、県の「神奈川みどり計画」「第２期かながわ水源環境保全・再生実行５カ年計画」の推進にも寄与するものと考えています。

■　要望額

○　平成２５年度計画事業費　　約１５億円

■　効果等

○　都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など。

川崎市の土地利用状況

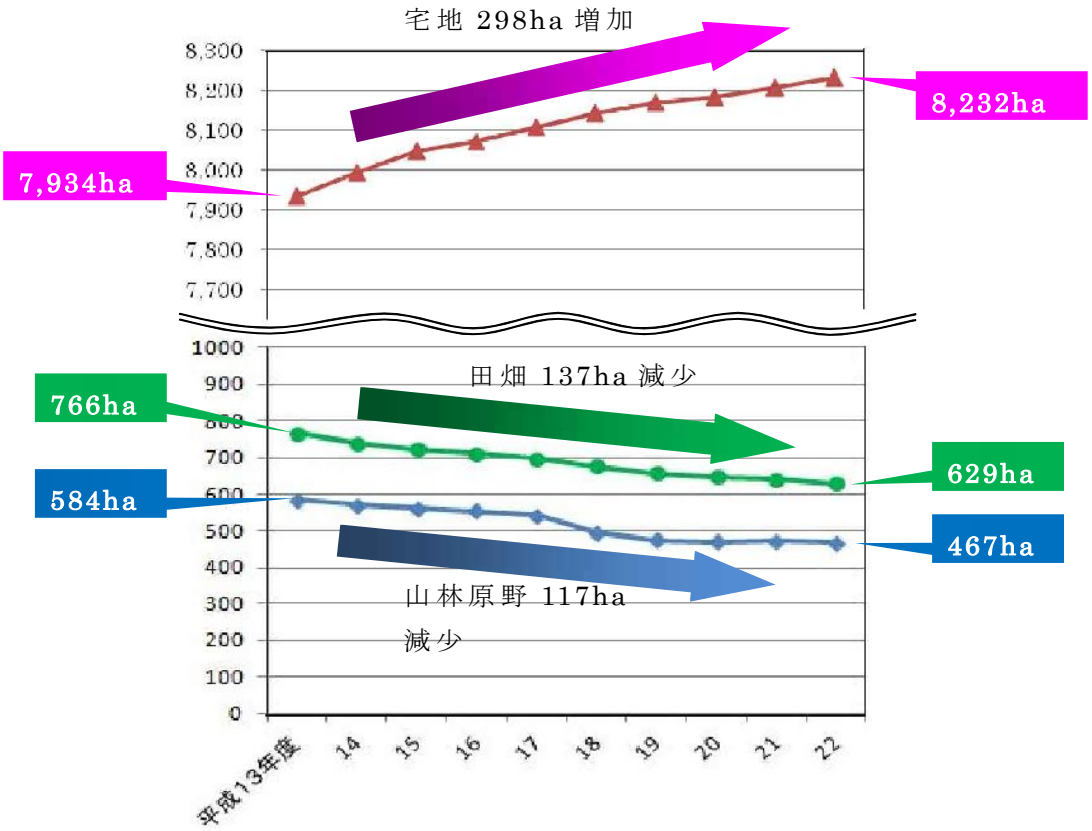

緑地保全の取組を着実に進める必要があります。

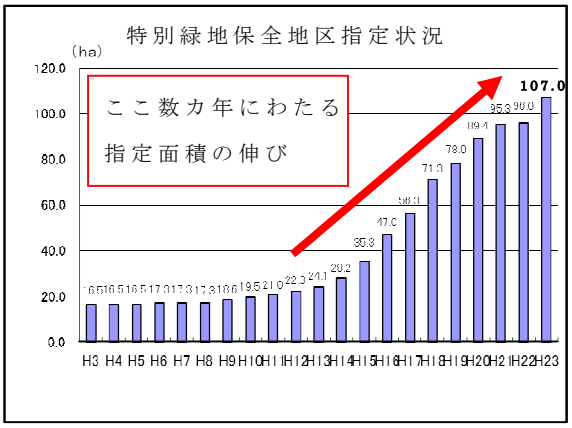

※法改正に伴い、従来の緑地保全地区は、平成16年度から全て特別緑地保全地区に移行

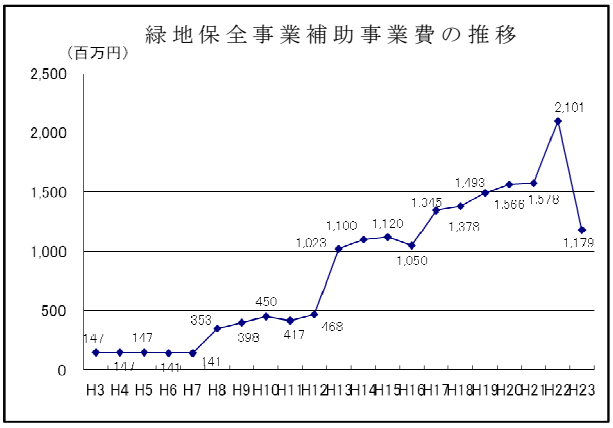

※当初内示額 平成12年度までは、緑地保全事業
※平成19年度、平成20年度については、緑地環境総合支援事業含む

この要望文の担当課／建設緑政局緑政部緑政課（緑地保全） TEL 044-200-2381

民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業等に対する財政措置について

■　要望事項

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正に伴い、鉄道事業者が行う鉄道駅舎のバリアフリー化整備事業等に対して必要な補助ができるよう、財政措置を要望する。

■　要望の背景

○　本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に生活できる都市の実現を目指す「福祉のまちづくり」の一環として、鉄道事業者が行う鉄道駅舎へのエレベーター等の垂直移動施設整備に対して補助を行っています。

○　バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が、平成２３年３月に改正され、１日あたりの利用者数が３千人以上のすべての駅舎について、原則として平成３２年度までにエレベーター等の設置によるバリアフリー化整備を図ることが求められています。

○　また、ホームドア又は可動式ホーム柵の設置についても、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、設置が促進されるよう、補助制度の構築が求められています。

■　要望額

要　望　額	内　　容
８，３３３千円	民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業

■　効果等

○　鉄道駅舎のバリアフリー化整備を図ることにより、「障害者や高齢者の利用を考慮した鉄道の環境整備」という神奈川県の整備方針に寄与するとともに、すべての住民が安心で快適な生活を享受できる「福祉のまちづくり」を推進することができます。

＜鉄道駅舎のバリアフリー整備状況（川崎市内）＞

（Ｈ２４．４時点）

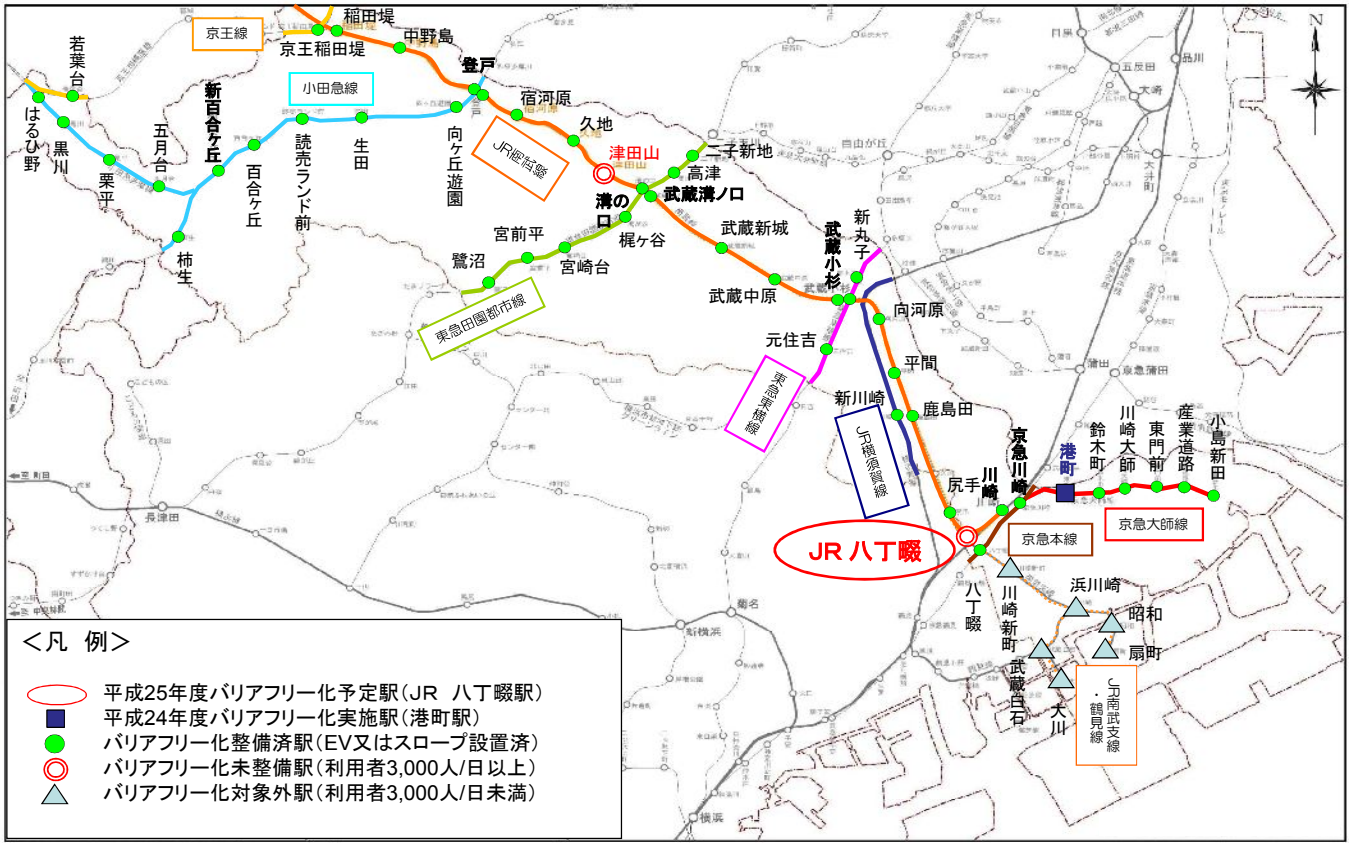

＜バリアフリー化予定駅と補助金額等（平成２５年度）＞

駅　名	補助対象 エレベーター基数	市補助金額	うち県補助金額
ＪＲ南武支線 八丁畷駅	１基	１６，６６６千円	８，３３３千円

この要望文の担当課／まちづくり局交通政策室鉄道交通対策担当　TEL 044-200-2760

安全・安心に暮らせる住宅・建築物の整備について

■　要望事項

住宅・建築物の耐震化への各施策の充実強化を図るため、木造住宅の耐震対策への十分な財政措置、及び、特定建築物等の耐震対策への新たな財政措置を要望する。

■　要望の背景

○　首都圏において東海地震や関東直下型地震発生の切迫性が指摘されるなか、建築物が集積し甚大な地震被害が想定される本市では、耐震改修助成事業への申請が急増する等、既存建築物の耐震化の促進が急務であります。

○　ついては、住宅・建築物の耐震性向上を図る各種施策を引き続き推進するとともに、東日本大震災の被害状況を踏まえ、立地や建築物の利用目的等を勘案し、特定建築物等への耐震対策の制度拡充に努めています。

■　費用

○　平成２５年度事業費　約５．２７億円

（国費　約２．５６億円　県費　０．５２億円）

・　木造住宅耐震化事業

約３．８５億円（国費　約　１．８５億円／県費　約０．５２億円）

・　特定建築物耐震化事業

約１．４２億円（国費　約　０．７１億円／県費　０円）

■　効果等

○　住宅・建築物の耐震性向上による安全性の確保

住宅・建築物の耐震対策事業

■民間建築物（市内全域）

・木造住宅耐震対策事業（耐震診断、耐震改修）
・特定建築物耐震対策事業（耐震診断、耐震設計、耐震改修）
・小規模福祉施設等耐震対策事業　等

住宅・建築物の耐震対策　実績

■木造住宅耐震診断士派遣制度

・平成１７年度より累計２７３５件
・平成２５年度　５００件予定

■木造住宅耐震改修助成制度

・平成１７年度より累計２６４件
・平成２５年度　２００件予定

特定建築物
鉄骨ブレース施工

■特定建築物耐震改修等助成制度等

・平成２０年度より累計
　診断１０件、設計５件、改修５件
・平成２４年度より　小規模福祉施設等耐震化促進支援制度創設
・平成２５年度　診断２０件、設計８件、改修４件予定（福祉含む）

この要請文の担当課／まちづくり局指導部建築情報課　　TEL 044-200-3015

消防施設及び設備の整備について

■　要望事項

１　消防施設の整備について必要な財政措置を要望する。

２　消防車両等の整備について必要な財政措置を要望する。

３　消防・救急無線のデジタル化・広域化の整備について必要な財政措置を要望する。

■　要望の背景

○　本市では、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の拠点施設となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、さらなる消防力の充実・強化を図っています。

○　消防施設の整備については、施設の老朽化対策や耐震対策など消防署所の計画的な早期改修が求められており、適切な改修事業の推進が喫緊の課題とされています。

○　市内の災害対応にとどまらず消防庁長官及び県知事からの市外への消防隊派遣要請に即応するために消防車両等の装備の充実強化を図っておりますが、一度強化した装備についてもその消防力を維持するために計画的な更新が求められています。

○　消防・救急無線については、現行のアナログ方式が平成２８年６月１日以降使用できなくなるため、消防庁の通知に基づき、共通波については県内自治体の共同事業で、活動波については消防広域化対象外のため単独で整備を進めております。

○　これらの整備には多額の費用が見込まれており、市の財政上、大きな負担となっている状況にあります。

■　要望額

○　平成２５年度事業費

・消防施設等整備事業等　事業費　約４億円

・消防車両等の整備事業　事業費　約７億円（Ｈ２２県費　約１．５億円）

・消防救急無線のデジタル化・広域化

事業費　約４．４億円（Ｈ２４以降総事業費約２３億円）

■　効果等

○　整備計画の前倒し及び拡充による大規模災害への対応力が早期に確立すること。

要　望　事　業　概　要

消防施設整備事業

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業概要	出張所	栗木出張所	新設 （本体工事等）		
		柿生出張所	改築 （設計・解体工事等）	改築 （本体工事等）	
	消防団	臨港消防団 第2分団	改築 （本体工事）		
	耐震性貯水槽		新設 （5基）	新設 （5基）	新設 （5基）
	合計（概算）		5億円	4億円	1億円

消防車両購入事業

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業概要	消防自動車等	13台	10台	5台
	救急車	4台	5台	3台
	消防ヘリコプター等			1機・2設備
	ヘリテレ電送システム （地上設備・機上設備）			2設備
	合計（概算）	6億円	7億円	20億円

消防・救急無線の広域化・共同化（デジタル化）に係る費用等

区分		平成21年度まで	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	費用（概算）
整備区分	共同整備分 （共通波）	基本設計		実施設計	整備工事	整備工事	整備工事	運用開始	2.5億円
	単独整備分 （活動波）	基本設計	実施設計		整備工事	整備工事	整備工事	運用開始	20.8億円
	合計 （概算）	4百万円	2千万円	4百万円	1.55億円	4.4億円	17.1億円		23.3億円

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課　TEL　044－223－2513
消防局総務部施設装備課　TEL　044－223－2553
消防局警防部指令課　TEL　044－223－2639

Ⅱ　県の施策に関する要望

着実な看護師確保対策の推進について

■　要望事項

今後も急速な高齢化が進行する中で、看護職員の需要の増加が見込まれており、県において、着実な看護師確保対策を推進することを要望する。

なお、今般の准看護師養成に対する県方針の実施にあたっては、十分な移行期間を採り、円滑に移行が進むよう支援を行うことを要望する。

■　要望の背景

○　看護職員の需給見通しとしましては、「第七次看護職員需給見通し（平成２２年１２月）」によると、今後の県内の看護職員の需要について、平成２７年には、平成２３年に比べて、１０．９％伸びる見通しですが、平成２３年においても、県内の充足率は８０．８％と他都道府県と比して、低い水準となっています。

○　質の高い医療・介護サービスを安定的に提供するため、看護師確保に向けて、県において中心的な役割を担い、更なる看護師確保に向けた取組を推進することが必要となっています。

○　本市では、県と連携して、定着促進、再就業支援、養成促進等の取組を推進しているところです。

○　県では、県立衛生看護専門学校の准看護師養成課程について平成２５年４月の入学生を最後に募集を停止し、また、民間准看護師養成施設への補助金を平成２６年度末限りとする方針を示していますが、十分な移行期間を確保し、養成施設の状況・意向等を十分に把握して対応を図らなければ、円滑に移行することができず、着実な看護師確保に支障が生ずることが懸念されます。

【看護職員の需給見通し】

	平成２３年			平成２７年（見込み）		
	需要数（A）	供給数（B）	（B／A）	需要数(A)	供給数(B)	（B／A）
神奈川県	73,160	59,110	80.8%	81,118	79,340	97.8%
全国	1,404,000	1,348,000	96.0%	1,501,000	1,486,000	99.0%

※「第七次看護職員需給見通し（平成２２年１２月）」による。

【本市における看護師確保対策】

良質な医療・看護サービスの提供

看護師確保対策の総合的な推進

1. 定着促進

①院内保育所運営費補助事業

市内医療施設に勤務する子どもを持つ医療従事者の離職の防止及び再就職の支援を促す。（平成23年度市内11施設）

②川崎市ナーシングセンター運営費補助事業

保健師、助産師、看護師等が、多様化する看護ニーズに応え、資質の向上、就業の促進を図るため、**看護職の能力の開発のための研修、再就業のための情報提供や就業斡旋**、市民の看護への理解に向けた普及啓発等を川崎市ナーシングセンターで実施。

2. 再就業支援

①院内保育所運営費補助事業（再掲）

②訪問看護師養成講習

訪問看護に携わる看護師等に対し、業務に従事する際の必要な知識・技術を習得し、質の高い訪問看護サービスを提供できる人材を確保するため、川崎市看護協会に委託し、講習会を実施。

③川崎市ナーシングセンター運営費補助（再掲）

3. 養成促進

①市立看護短期大学の運営

質の高い看護師の育成を進め、人材確保を図る。

②市看護師養成確保事業団運営費補助

看護師確保により、医療供給体制の充実を図るため、川崎看護専門学校を運営する当該法人の運営費を助成。

③看護師養成所運営費補助事業

看護職員の養成の充実を図るため、市内の看護師等の民間養成所に対して運営費を助成。

④看護師等修学資金貸付金

卒業後、市内の医療施設に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与。

⑤看護フェスティバル、看護の日一日看護体験事業

【市内の看護師養成機関の状況】

養成機関名	設置・運営者	所在地	定員	種別
川崎市立看護短期大学	川崎市	幸区小倉	80	３年課程
聖マリアンナ医科大学病院看護専門学校	(学)聖マリアンナ医科大学	宮前区菅生	80	３年課程
川崎看護専門学校(▲)	(公財)川崎市看護師養成確保事業団	高津区久本	40	２年課程
高津看護専門学校(▲)	(医社)亮正会	宮前区土橋	40	２年課程
川崎市医師会附属准看護学校(△)	(社団)川崎市医師会	川崎区宮前町	40	２年課程(准看護師)

※（△)印は、今般の県方針により直接影響を受ける准看護学校。

※（▲)印は、准看護学校が廃止されると入学希望者の減少により影響を受ける養成機関。

この要望文の担当課／健康福祉局保健医療部地域医療課　TEL 044-200-2428

再生可能エネルギー等の導入促進について

■　要望事項

再生可能エネルギーの導入促進に向けて、住宅用太陽光発電設備補助制度を継続するとともに、創エネ・省エネ・蓄エネ機器の導入が促進されるように、蓄電池（特にリチウムイオン電池）など多様な機器を補助の対象とすることについて要望する。

■　要望の背景

○　太陽光発電など再生可能エネルギーの活用は、低炭素社会の実現を目指した地球温暖化対策に加え、東日本大震災以降、自立分散型のエネルギーシステムへの転換が求められる中で、エネルギーセキュリティーの確保等に貢献することから、飛躍的に普及させることが大変重要となっています。

○　個人住宅向けの太陽光発電設備については、市町村と連携した県の補助制度の活用により、平成２１～２３年度に合計２，１８１件、７，６８０ｋＷの太陽光発電設備が設置されました。平成２４年度においても、同制度の活用により、９月末で６５１件の申請を受け付けている状況です。

○　本市では、太陽熱利用設備に補助を実施するなど、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を行っています。さらに、今後は、電力を効果的・効率的に活用する観点から、蓄電池（特にリチウムイオン電池）の導入を図るなど、自立分散型のエネルギーシステムの構築に向け、創エネ・省エネ・蓄エネの取組を推進します。

■　効果等

○　低炭素社会の実現を目指して、自立分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組の加速化が期待できます。

川崎市における住宅用太陽光発電設備補助制度

○ 平成２１年度から市補助に県補助を加えた制度を運用

平成２１年度：　７万円／ｋＷ（上限２４万円）
平成２２年度：５．５万円／ｋＷ（上限１９万円）
平成２３年度：　４万円／ｋＷ（上限１３．９万円）
平成２４年度：　４万円／ｋＷ（上限１３．９万円）

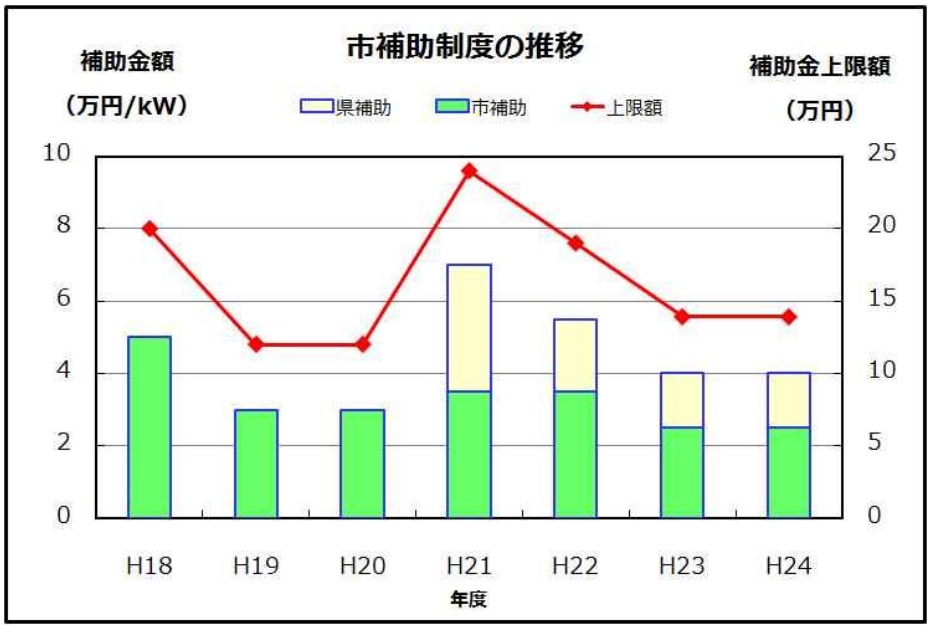

○ 平成２４年９月末時点で６５１件の申請を受付済

○ 最終的に約１，５００件の見込み

川崎市における住宅用太陽熱利用設備補助制度

○ エネルギー変換効率が太陽光発電(約１０％)に比べ約４０％(給湯利用の場合)と高い太陽熱利用設備を導入推進

○ 平成２３年度から補助制度を運用

自然循環型：４万円／件
強制循環型：８万円／件

○平成２４年度は約３０件に補助を予定(平成２３年度は９件に対し補助)

この要望文の担当課／環境局地球環境推進室　TEL　044－200－3873

新たな総合都市交通計画に基づく広域公共交通ネットワークの形成について

■　要望事項

新たな総合都市交通計画に基づく広域公共交通ネットワークの形成に向けて、積極的な支援、協力を要望する。

■　要望の背景

○　首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、さらには、自動車交通への過度の依存から鉄道などへの転換促進のため、質の高い広域公共交通ネットワークの形成が必要となっており、新たな総合都市交通計画の策定に向けた取組みを進めています。

○　本市の川崎縦貫高速鉄道線については、「新技術による川崎縦貫鉄道整備推進検討委員会」から、「位置付けについて、中長期的な視点にたって検討する必要がある。」との提言を受けています。

■　効果等

○　広域公共交通ネットワークの形成により、市内交通の円滑化や市民の利便性の向上とともに、首都圏、京浜津久井連携軸等における広域鉄道ネットワークの形成等都市機能の向上が図られます。

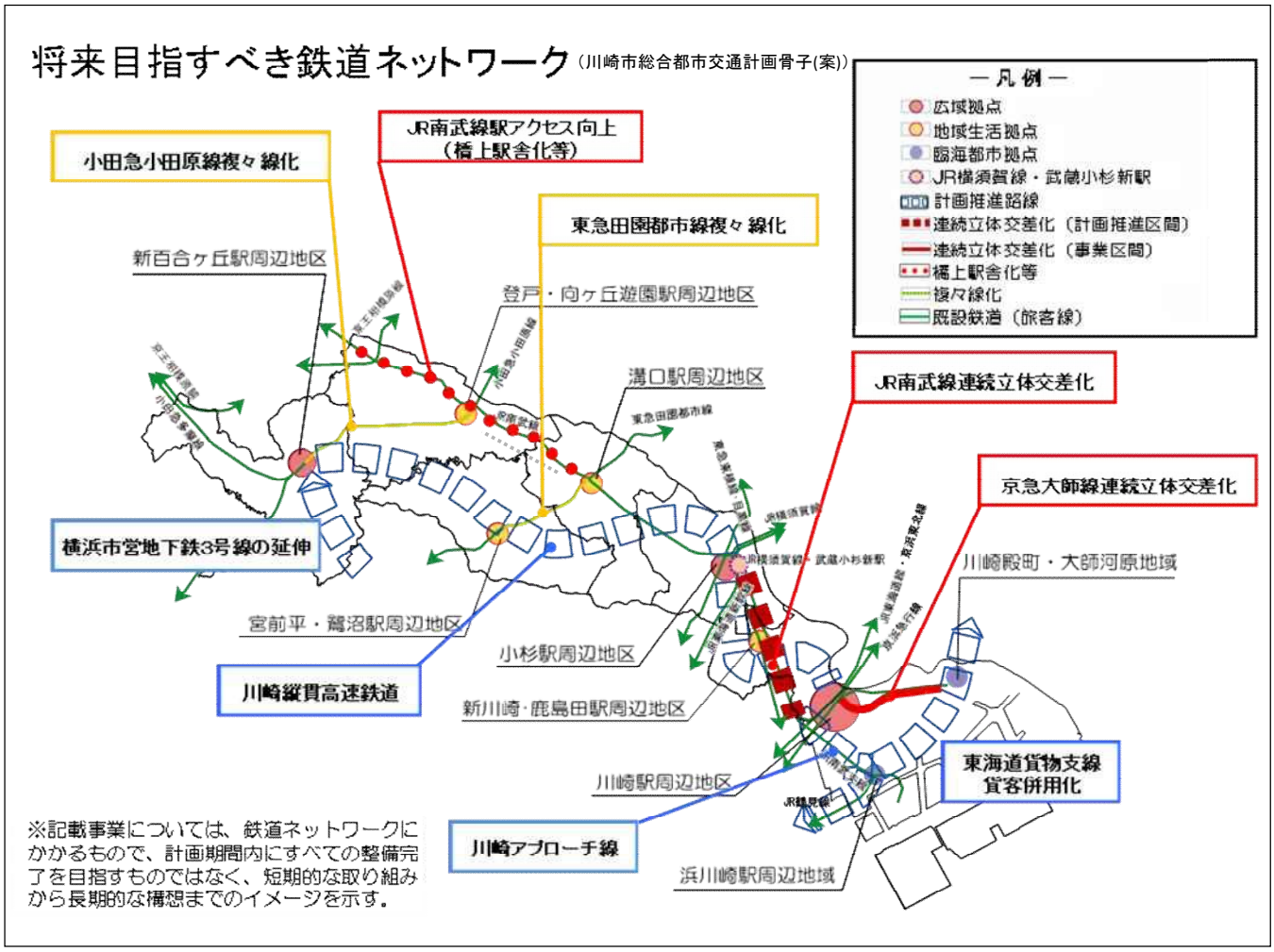

〔 広域公共交通ネットワークの形成 〕

本市の交通政策の目標

①首都圏機能の強化及び活力ある本誌都市構造の形成に向けた交通環境の整備

②誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備

③災害に強い交通環境の整備

④地球にやさしい交通環境の整備

鉄道交通施策の方向性

①・広域的な都市間連携強化
- ・拠点機能及び拠点間連携の強化
- ・羽田空港へのアクセス強化
- ・新幹線、リニア中央新幹線アクセス強化
- ・臨海部の交通環境整備

②・公共交通へのアクセス向上
- ・快適性の向上
- ・安全、安心な移動環境の確保
- ・ユニバーサル化の推進
- ・地域（交通）分断の解消

③・耐震性の向上
- ・リダンダンシーの向上

④・車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
- ・公共交通の利用促進

「新技術による川崎縦貫鉄道整備推進検討委員会」の検討

新技術の導入によるコスト削減効果の検討

環境面への効果の検証

災害時の対応への効果の検証

事業推進に向けた提言

川崎市総合都市交通計画の策定

この要望文の担当課　／　まちづくり局交通政策室　TEL 044-200-2404

川崎市内における県施設等の活用等について

■　要望事項

１　県緊急財政対策等に基づく県有施設廃止等の検討に際しては、事前に市との十分な協議を行うことを要望する。

２　県有地の貸付制度について、貸付料の減免を要望する。

３　県立川崎図書館については、富士見周辺地区再編整備の進捗を踏まえ、県による市内での機能の存続が図られるよう要望する。

４　従来の利用形態に変更がみられる県施設や土地については、地域の実情を踏まえた有効活用が図られるよう十分な協議がなされるよう要望する。

５　旧サンライフ川崎跡地については、県及び本市で相互に貸借している財産の等価交換により全体的な整理が図られるよう要望する。

６　県立川崎南高校跡地については、民間事業者への売却に伴い、地区計画に沿って地元の意向を踏まえたまちづくりを円滑に推進するため、跡地の売主として、事業者への指導等を要望する。

■　施設の現状等

	施設の名称等	現状、背景等
機能存続	**県立川崎図書館** ⑴ 所 在 地　川崎区富士見 2-1-4 ⑵ 敷地面積　1,252.9 ㎡	県立川崎図書館が立地する富士見周辺地区は、現在、本市が富士見周辺地区整備基本計画及び富士見周辺地区整備実施計画等に基づき再編整備を進めている。この図書館は、科学・産業技術系、ビジネス支援等の蔵書が豊富な図書館として、市民や企業、研究開発機関から高い評価を得ていることから、引続き、産業情報機能など、県による本市内での機能存続をお願いしたい。
跡地利用	**川崎高等職業技術校京浜分校跡地** ⑴ 所 在 地　川崎区境町 11-23 ⑵ 敷地面積　3,782.51 ㎡	地域の実情やニーズを踏まえた有効活用が図られるよう、社会福祉施設等の整備に関する県有財産の貸付制度の対象候補地として、貸付料の減免等も含め御協議いただきたい。
	旧京町アパート・寮 ⑴ 所 在 地　川崎区京町 1-108-10 ⑵ 敷地面積　2,964.87 ㎡	県は建物付での売却方針とのことですので、市は建物の取得要望はありませんが、建物が除却された場合には、御協議いただきたい。
	かわさき健康づくりセンター（旧サンライフ川崎跡地） ⑴ 所 在 地　川崎区渡田新町 3-2-1 ⑵ 敷地面積　5,227.0 ㎡	敷地の譲渡については、平成15年3月31日に締結した覚書に基づき、川崎市で所有する県立新城高校で使用している土地との等価交換に向け協議を行うとともに、譲渡までの間は無償貸付を延長していただきたい。
	県立川崎南高校跡地 ⑴ 所 在 地　川崎区小田栄 2-3-1 ⑵ 敷地面積　31,556.64 ㎡	民間事業者への売却に伴い、地区計画に沿って地元の意向を踏まえたまちづくりを円滑に推進するため、跡地の売主として、事業者指導等を要望する。
	幸警察署旧庁舎跡地 ⑴ 所 在 地　幸区都町 80 ⑵ 敷地面積　2,641.32 ㎡	地域の実情を踏まえた有効活用が図られるよう御配慮いただきたい。
	川崎高等職業技術校跡地 ⑴ 所 在 地　中原区下小田中 5-9-1 ⑵ 敷地面積　13,785.05 ㎡ **久末中小企業従業員共同宿舎跡地** ⑴ 所 在 地　高津区久末 482-1 ⑵ 敷地面積　3,993.18 ㎡	神奈川県警察職員宿舎整備運営事業の実施にあたっては、周辺住民への情報提供等を行うこと。

■　県緊急財政対策による見直しの対象となっている本市の施設

県立川崎図書館、県立東高根森林公園、県税事務所（川崎、高津、麻生）、自動車税管理事務所川崎駐在事務所、パスポートセンター川崎支所、かながわ労働センター川崎支所、横浜川崎治水事務所川崎治水センター、川崎給与事務所、県営住宅

この要望文の担当課／総合企画局都市経営部広域企画課　TEL 044-200-2020

平成 25 年度
県の予算編成に対する要望書

平成 24 年 10 月発行

編集発行　　川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話 044(200)2183